

2019年2月4日

航空分野の飲酒基準の設定と安全運航の堅持に関するコメント

航 空 連 合
事務局長 内藤 晃

- 2018年10月以降、航空会社における飲酒に係る不適切事案が連続して発生し、本邦航空各社は国土交通省から事業改善命令、業務改善勧告等の不利益処分等を受け、社会に対して航空の安全への大きな不安、不信を与えた。
- これらの事案に伴い、2018年12月25日に日本における操縦士の統一的な飲酒基準に関する「中間とりまとめ」が公表され、2019年1月31日から飲酒基準が公布、施行された。加えて、操縦士以外の航空従事者に関する飲酒基準も検討が進められることになった。
- 航空連合は、安全運航の確保は航空産業の存立基盤であるとの認識のもと、今般の事象を重く受け止め、飲酒によって安全に影響を与えることが決してあってはならないということを、すべての航空従事者が固く決意する必要があると考える。
- 航空連合は、利用者の不安の払拭に向け、今一度、飲酒が安全に及ぼす影響を正しく認識し、個々人の意識改革や職場の風土改革に仲間と協力しながら率先して取り組むとともに、働くものの立場から、基準や制度の検討などにおいて、必要に応じて関係各所へ働きかけを行い、安全運航を堅持していく。

以 上